

中核市八王子の教員育成研修の発展

【教員育成研修に関して中核市に与えられている権限】

＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律＞
 第五十九条 中核市の県費負担教職員の研修は、当該中核市の教育委員会が行う。
 （一部省略）
 ⇒東京都から教職員の研修に関する事務権限が移譲され、本市の特色を生かした教員育成研修の実施が可能に！

【本市独自の研修事業開発の視点】

- 八王子の「歴史・文化財等」を生かす
- 八王子の「学園都市の特性」を生かす
- 八王子の「市民力」を生かす

**約 50 種
330 単位の
研修を実施！**

【課題1:教員が「参加したい」と感じる魅力的な研修の実施】

教員は、絶えず研究と修養に努めなければならないが、多忙な日常の業務、会議の参加、部活動の指導等に追われており、教員の実態やニーズを踏まえた本市独自の研修を実施していく必要がある。また、特別支援教育に関する研修のニーズが高い現状を反映させる必要がある。

＜東京都の実態＞

「教科等・教育課題研修」184 講座のうち、本市の教員が参加しやすい立川会場での開催は3講座のみの実施。特別支援教育に関する研修は、障害種別の内容に分かれておらず、校種も幼稚園から高等学校までを対象に実施。

研修に参加しにくい！

[中核市移行以前]

開催場所は教育センターが中心で、座学が主体の研修を実施。担任等を対象とした特別支援教育研修は未実施。

[中核市移行後]

「参加しやすさ」にも配慮した研修を実施
 (例)・大学との連携講座 5大学 22 講座を現地開催
 ・市立看護専門学校と連携した養護教諭研修を開催
 ・複数研修会場で同時開催のサテライト研修の実施
 ・教員の経験、指導力等により選択可能な「特別支援教育 I・II・III」の研修を新設

約 180%に増加！

＜指導力パワーアップ研修の参加者数(H26との比較)＞

平均 3.8 以上！

＜全受講者のアンケート平均(4点満点)＞

903 名受講！

＜「特別支援教育 I・II・III」研修参加延べ人数＞

研修意欲が向上！

【課題2:育児休業中の教員や非常勤の教員に対する研修の充実】

急増する育児休業中の教員の復帰に向けた支援を研修を通じて進めていくことが求められている。また、産育休代替教員や講師等の非常勤の教員の資質向上を図る研修も充実させる必要がある。

＜東京都の実態＞

育児休業中の教員を対象とした研修は未実施。産育休代替教員を対象とした500名定員の研修を4日間実施。講師等対象の研修は未実施。

力量が伸びにくい！

[中核市移行以前]

育児休業中の教員を対象とした研修は未実施。非常勤の教員対象の研修も未整備。

[中核市移行後]

育児休業中の教員の 91%が研修受講を希望しており、平成 29 年度に専用の研修を開設予定。また、全ての「指導力パワーアップ研修」等を職層に関係なく受講可能に。

約 190%に増加！

＜産育休代替教員の研修参加延べ人数(H26との比較)＞

研修に託児所完備!

＜臨時の託児所を教育センター内に設置予定＞

確実に力量が向上！

【課題3:市民参画型の研修の実施】

本市は、平成 30 年度には、全ての小中学校が地域運営学校に移行する見通しである。本市の特徴である高い市民力を学校運営に反映させることが学校教育の活性化につながるため、教員育成研修についても市民の理解を深める必要がある。

＜東京都の実態＞

夏季集中講座等の一部の講座や研究発表会には都民の参加ができるものの、多くの研修等は未公開。

研修が開かれていない！

[中核市移行以前]

学校運営協議会委員や学校コーディネーター等の一部の市民を対象とした研修を実施。

[中核市移行後]

教科等の「専門性向上研修」を含めた教員育成研修の多くを、市民等の希望があれば、参加、聴講が可能になるよう、各所で広報を実施。

教員と市民の交流促進！

＜研修内で教員と市民が協議する時間を確保＞

自主研修を支援！

＜自主的な学校ボランティア研修に会場提供＞

研修を積極的に公開！